野洲市資料提供

提 供 年 月 日	平成３０月１０月２９日
担 当 部 課	総務部　税務課
担 当 者	山本
連絡先電話番号	077-587-6040（2242）

固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例適用について

１．経過について

平成 26 年に総務省から、他県での住宅用地に対する課税標準額の特例の適用漏れがあったこと等から、課税事務の検証を行うようにとの通知がありました。

これを受け、本市においては、固定資産評価替調査業務の中で、以下の項目についての調査を行いました。

（１）住宅用地特例が適用済みであるが、非該当となる可能性のある土地

（２）住宅用地特例が未適用であるが、特例に該当する可能性がある土地

以上に該当する箇所が、約 390 件との報告を委託業者から受け、（２）に該当する個々の土地について、机上調査、法務局調査、及び現況調査等を行った結果、住宅用地の特例（地方税法第 349 条の３の２及び第 702 条の３に規定する住宅地に係る固定資産税の課税標準の特例）が未適用となっていたケースが４件確認できました。

２．今回の措置について

住宅用地の特例は納税者の申告に基づき適用することと野洲市税条例（第 74 条）で定めていますが、本市においては従来から新築家屋評価の訪問時に、制度の説明と適用申請書の提出を勧奨しています。

今回確認した適用漏れは、相当年数が経過しており、当時の経緯は確認できないことから、職権により特例を適用することとしました。

この結果、地方税法（第 17 条の５）に基づき、平成 26 年度までの５年間を遡及して課税更正し、減額分（本税 963,700 円・還付加算金 32,600 円・合計 996,300 円）の固定資産税を納税者に還付することとし、各納税者には個別に説明をおこないました。

３．今後の対応について

固定資産税には、毎年所有者が課税台帳を閲覧できる「縦覧期間」が設けられています。また、毎年納税者に送付しています「固定資産税納税通知書」には、個々の課税標準明細を記載している他、住宅用地に係る課税標準額の特例措置についての説明を記載していますが、再度、納税者への注意喚起を図るため、広報で課税内容の再確認についての周知を行う予定です。

また、上記（１）に該当するケースにも、確認ができたものから順次、課税修正を行う予定です。

今後も、野洲市税務課では、納税者の信頼を確保するため、適正な課税業務に努めていきます。